第198期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

第198期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

- 事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

川崎重工業株式会社

本内容は、第198期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社のウェブサイト(https://www.khi.co.jp/ir/)に掲載することにより、株主の皆様へ提供したものとみなされるものです。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの整備・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。当期末における当該基本方針の決議内容及び当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。なお、当社は、2020年6月25日開催の第197期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、以下については移行後の内容を記載しております。

I. 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する"Global Kawasaki"』という「グループミッション(果たすべき使命・役割)」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規程・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持します。また、不断の見直しによってその改善を図ることにより、グループの健全で持続的な成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとします。

具体的には、当社は、本基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備・維持・改善を進めることを取締役会において決議しています。

1. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- (1) 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役、執行役員及び使用人に対し、行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」として規定し周知することにより、法令及び定款を始めとする当社諸規則等の遵守を徹底する。
 - ②業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し 業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各事業部門長を内部統制責任者とする 内部統制推進体制を整備し、取締役、執行役員及び使用人のそれぞれに定められている役割と責 任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。

- ③社長統括の下、取締役他で構成される全社 C S R 委員会及び事業部門 C S R 委員会において、「川崎重工グループ行動規範」を遵守するための各種施策やコンプライアンスの徹底を図るための各種施策を審議・決定する。また、各種法令遵守の啓発・教育活動の継続的実施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めるとともに、その運用状況のモニタリングを行う。
- ④コンプライアンス違反に関する情報を内部通報できる制度の整備及び充実により、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑤取締役会において選任された執行役員に業務執行を適切な範囲で委任する一方で、一般株主と利益相反を生じるおそれのない、東京証券取引所規則の定める独立役員である社外取締役を選任することにより、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、監査等委員会による経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、その監査機能の充実を図る。
- ⑥内部監査部門は、当社の業務監査、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の実施により、業務 の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報 (議事録、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿及び会計伝票、並びにその他の情報) については、社則に基づき、適切に保存・管理する。取締役、取締役に指名された執行役員及び使用人はいつでもそれらの情報を閲覧できるものとする。
- ②秘密情報及び個人情報については、社則に基づき、適切に保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①社長をリスク管理最高責任者、リスク管理担当執行役員をリスク管理統括責任者、各事業部門長をリスク管理責任者とし、想定されるリスクを網羅的に把握し、リスク又はリスクによりもたらされる損失を未然に回避・極小化するためのリスク管理体制を整備する。
- ②経営戦略上のリスクについては、社則に基づき、事前に関連部門においてリスクの分析や対応策等の検討を行ったうえで、取締役会等の会議体において審議・決議を行う。特に、経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、個別にリスク管理を行う。
- ③リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業 所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を整備する。
- ④重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告する。
- ⑤大規模地震等の災害やパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定のうえ、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社及びその子会社からなる企業集団(以下「当社グループ」という)の存在意義・役割を踏まえ、グループ全体及び事業部門毎の長期ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ②長期ビジョンの実現に向けて、中期経営計画及び短期経営計画等の具体的実行計画を策定し、各組織並びに取締役、執行役員及び使用人個々人の目標を設定する。また、それぞれの計画・目標については、定期的にレビューを行い、より適正且つ効率的な業務執行ができる体制を確保する。
- ③社則において、業務分掌及び決裁権限を規定するとともに、取締役会の決議に基づき執行役員を 選任することにより、業務執行体制を明確化する。また、これらの体制を整備することにより、 各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図る。
- ④社則において社長に委譲された権限の行使に際し、その重要性等により、社長の諮問機関として 設置する経営会議において審議を行うことで、業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、 執行役員への経営方針・経営計画の周知及び意見交換等の場として執行役員会を設置し、当社グ ループ経営における意思統一を図る。
- ⑤社内カンパニー制度に則り、各事業部門は、委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、 環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。また、各カンパニーの業務執行に最終責任を負 うカンパニープレジデントをトップとするカンパニー経営会議等を各カンパニーに設置する。

2. 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じ、次に掲げる体制の整備に努め、当社グループの業務の適正を確保する。

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保する ための体制を整備する。
- ②全社CSR委員会において、当社グループ全体として「川崎重工グループ行動規範」・コンプライアンスに関する方針・各種施策を審議し、その運用状況をチェックする体制を整備する。
- ③当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、子会社に 適宜、自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役又は非常勤の監査役、あるいはその 両者(以下「非常勤役員」という)を派遣することにより、経営の監督・監視を行う。また、当 社に子会社の管理業務を統括する部署を設置し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。
- ④当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の 適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ②子会社はその経営状況を、経営報告として定期的に当社へ報告するとともに、社則に基づき、経営上の重要な意思決定事項に関し、事前に当社主管部門と協議する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ②当社は、子会社においてリスクが顕在化した際に備え、各子会社が危機への対処方針を策定し、 危機管理に関する体制を整備するよう指導する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに当社に 報告する。

(4) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」、長期ビジョン及び中期経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有し、当社グループ全体としての到達目標を明確化することにより、適正目つ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。
- ②子会社に決裁基準を整備させ、業務執行の効率化を図る。

3. 当社監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

- (1) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 監査等委員会の要請に応じて、必要な専任の使用人を配置する。
- (2) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人の当社取締役(監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)を除く。)からの独立性に関する事項、及び当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事 異動、人事考課及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

- (3) 当社取締役(監査等委員を除く。)及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制
 - ①当社監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会や全社 C S R 委員会、全社リスク管理委員会等の全社会議体へ出席し、当社取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、グループ経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を当社監査等委員会に対して報告する。

- ②当社取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- ③子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を 発見した際には、これを直ちに当社主管部門に報告する。当該報告を受けた当社主管部門は、そ の内容を当社監査等委員会に報告する。
- ④社則に基づき、当社執行役員及び使用人は、社内稟議の回覧を通じて、当社監査等委員会に対して当社グループの業務執行に関する報告を行う。
- ⑤当社監査部及び会計監査人は、適時に、当社監査等委員会に対して、当社グループの監査状況に ついての報告及び情報交換を行う。
- (4) 前記(3)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前記(3)の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定し、子会社についても、その社則において同様の内容を規定させる。

(5) 当社監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(6) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役(監査等委員を除く。)と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催するとともに、監査等委員は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、取締役(監査等委員を除く。)及び執行役員の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ②当社及び子会社の取締役は、当社監査等委員会が当社内部監査部門及び子会社の監査役等との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ③当社及び子会社は、当該会社の監査等委員若しくは監査役の選任議案や、監査等委員若しくは監査役の報酬等について、法令・定款に従い、当該会社の監査等委員会若しくは監査役の同意又は 監査等委員会若しくは監査役会の決定を得る。
- ④当社が選任する監査等委員には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者 1 名以上を含むものとする。

4. 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、「川崎重工グループ行動規範」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び使用人に対し周知徹底する。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 内部統制システム全般に関する取り組み

- ①当社グループの役員及び使用人が行動するに際しての判断のよりどころとなる倫理基準を「川崎重工グループ行動規範」(以下、「行動規範」という)として規定し、従業員への冊子配布やイントラネットへの掲載、各種研修の実施等により、周知徹底を図っています。
- ②内部監査部門による当社グループを対象とした業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施 し、業務の有効性及び効率性並びに財務報告の信頼性を確保しています。なお、新型コロナウイル ス感染症に伴う海外渡航規制により、当期の海外子会社監査を来期に延期し、リモートでの実施を 検討しています。

2. コンプライアンスに関する取り組み

- ①当社グループ全体としてコンプライアンスを推進するための各種施策を審議・決定し、その遵守状況をモニタリングする全社CSR委員会を設置し、関連社則の整備や「コンプライアンスガイドブック」(以下、「ガイドブック」という)の作成・配布、各種研修の実施や内部通報制度の運用等を主導しています。また、事業部門毎にコンプライアンス活動を行う事業部門CSR委員会を設置し、それぞれの事業環境に即した取り組みを展開しています。
- ②反社会的勢力との関係遮断について、行動規範に規定するとともに、具体的な禁止事例を列挙したガイドブックの配布や職場での浸透活動等により、周知徹底を図っています。

3. リスク管理に関する取り組み

- ①「リスク管理規則」に基づき、全社的リスク管理体制を構築するとともに、具体的なリスク管理の実施手順をマニュアル化し、想定されるリスクをグループ共通の尺度で網羅的に把握することにより、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避及び極小化に努めています。また、全社及び事業部門においてリスク管理委員会を適宜開催し、重要リスクの選定、対応すべきリスクの特定、リスクに係るモニタリング結果等について報告・審議しています。
- ②経営に対する影響が大きい重要なプロジェクトについては、契約前のリスク検知と適正なリスク評価、適切なリスク回避策の実行が重要課題であると認識し、事前のリスクチェック機能を強化しています。また、これまでの大型損失案件等から得た教訓を規律として社則化するとともに、損失リスクの総量を組織の財務体力に見合った範囲に抑えるリスク統制アプローチの導入を進めています。さらに、プロジェクトの契約履行開始から完工までの進捗状況、事業環境の変化の兆候やリスクをモニタリングする体制を構築・維持することで、リスク管理の強化に繋げています。
- ③大規模災害やパンデミック等の発生に備え、事業部門毎に事業継続計画を策定し、毎年評価・見直しを行っています。また、被災時に損失を極小化するための体制をあらかじめ整備・構築しています。 当期においては、国内主要地区の災害発生時の被害想定の改定や、防災避難訓練及び事業継続訓練を実施するとともに、全使用人を対象とした安否確認訓練を実施しました。なお、新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、緊急事態における行動指針や事業継続計画に基づき、適切な感染防止対策を実施しています。

4. 取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み

- ①取締役会にて決定した経営方針や経営計画を、社長を筆頭とする業務執行体制にて実行し、その進 捗状況を定期的に取締役会へ報告しています。当期においては、新たにグループビジョン2030を 策定し、本ビジョン実現に向け全執行役員がコミットメントを表明するとともに、各事業分野にお ける目指すべき姿や短期経営計画を定め、これらの実現・達成に努めています。
- ②取締役会から重要な業務執行の決定の一部を社長以下へ委任するとともに、業務分掌及び決裁権限を社則にて規定し、適切に運用することにより、取締役及び各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図っています。また、子会社に対しても業務執行の効率化に向けた各種指導を行っています。

5. 子会社管理に関する取り組み

①コンプライアンス及びリスク管理については、当社グループ全体として取り組んでおり、各子会社 の事業内容や規模、地域、重要性等に応じた体制の整備及び運用を進めています。 ②当社から子会社へ非常勤役員を派遣し、子会社の取締役会等への出席を通じて子会社の経営を監督・監視するとともに、子会社から定期的に経営状況の報告を受けています。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、社則に基づき、当社主管部門と当該子会社との間で事前協議の上、決定しています。

6. 当社監査等委員会による監査の適正性確保に関する取り組み

- ①監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、専任の使用人を2名配置しています。これらの使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
 - また、内部監査部門の独立性を確保するため、内部監査部門長の人事異動・人事評価・懲戒処分等についても、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
- ②監査等委員は、当社の重要な会議体に出席しており、取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況等を当該会議体を通じて監査等委員会へ報告しているほか、社則に基づき、社内稟議の回覧を通じて業務執行に関わる報告を行っています。
- ③監査等委員会監査への協力、又は「内部統制システム整備の基本方針」に基づく監査等委員会への報告を行った者に対して不公正・不利益な取扱いを行うことを禁止する規程を整備しています。また、子会社においても、規程の整備等、各子会社の地域や規模、機能等に応じた仕組みや体制の整備を進めています。
- ④監査部及び会計監査人は、定期的に監査等委員会と連絡会又は会合を開き、情報交換や意見交換を 行うことにより、緊密な連携を図っています。
- ⑤監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払等の請求に関する規程を整備し、周知しています。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

				(丰口	
	株	主		資	本
	資本金	資 本	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	104,484	54,542	326,626	△133	485,520
当期変動額					
剰余金の配当					_
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△19,332		△19,332
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		_
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
その他			△716		△716
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		△0	△20,049	△3	△20,052
当期末残高	104,484	54,542	306,576	△136	465,467

	そ(り他の	包括利	益累言	+ 額		
	その他 有価証券 評価差額金	繰 へ 損 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	為替換算調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持 分	純 資 産合 計
当期首残高	1,636	△272	△11,311	△19,946	△29,892	15,934	471,562
当期変動額							
剰余金の配当							_
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△19,332
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
自己株式処分差損の振替							_
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△0
その他							△716
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	319	92	10,379	18,966	29,758	1,507	31,265
当期変動額合計	319	92	10,379	18,966	29,758	1,507	11,213
当期末残高	1,955	△179	△931	△979	△134	17,442	482,775

連結注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

計99社

(国内) 川重商事㈱、㈱カワサキマシンシステムズ、日本飛行機㈱、 ㈱カワサキモータースジャパン、川重冷熱工業㈱、㈱アーステクニカ

海内) Kawasaki Matara Cara LLC A Kawasaki Matara Manufasturin

(海外) Kawasaki Motors Corp., U.S.A.、Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.、Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co.,Ltd.、

Kawasaki Motors Europe N.V.、川崎精密機械商貿(上海)有限公司、

川崎精密機械(蘇州)有限公司、Kawasaki Rail Car, Inc.、

Kawasaki Robotics (USA), Inc., Flutek, Ltd.

連結子会社の増加4社のうち、3社については新規設立のため、他1社については株式取得のため連結の範囲に含めています。

連結子会社の減少1社については、清算結了のため連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

グリーンパーク千葉新港株式会社他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 19社

主要な会社名 南通中遠海運川崎船舶工程有限公司

持分法適用関連会社の増加2社については新規設立等のため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社 (グリーンパーク千葉新港株式会社他) 及び関連会社 (民間航空機株式会社他) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 重要な会計方針

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - イ 満期保有目的の債券

主として償却原価法(定額法)を採用しています。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 主として移動平均法により算定) を採用しています。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しています。

② たな卸資産

主として個別法、移動平均法及び先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

③ デリバティブ

時価法を採用しています。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 主として定額法を採用しています。
 - ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

④ 受注工事損失引当金

当連結会計年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しています。

⑤ 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー (RRSP) 方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

⑥ 販売促進引当金

当連結会計年度末のディーラー在庫について、翌期以降に支出が見込まれる販売リベート等を過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは主として原価比例法)を適用しています。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

^	ツ	ジ	手	段	^	ツ	ジ	対	象	
為替予約	、通貨オプ	゚ション			外貨建金銭債権・債務等 (予定取引を含む)					
金利スワ	ップ、通貨	スワップ			借入金					

③ ヘッジ方針

各社社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん相当額の償却については、その効果の及ぶ期間を見積り、当該期間において均等償却を行っています。ただし、金額的重要性に乏しいものについては、発生年度において一括償却しています。

- (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号) において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税 制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(表示方法の変更)

[会計上の見積りの開示に関する会計基準] の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しており、また、前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「違約金収入」「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 70,452百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 見積りの算出方法 繰延税金資産は、事業計画を基礎として将来の一定期間における課税所得の発生やタックスプランニングに基づき、同収可能性を検討しています。
 - ② 見積りの算出に用いた主な仮定

事業計画における主要な要素である売上高及び利益の予測は、将来の経済情勢の変動やその他の要因について一定の仮定を置いたうえで実施しています。また、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の影響は事業計画に広範な影響を及ぼしており、事業ごとに以下の仮定を置いて会計上の見積りを行っています。

- ・航空宇宙システム事業は、世界の旅客需要が低迷しており、渡航規制緩和に伴って需要は徐々に回復に向かうものの、完全回復には相当期間を要する。
- ・その他の事業は、精密機械・ロボット事業での中国建設機械市場向け油圧機器や半導体向け口ボット及びモーターサイクル&エンジン事業における先進国での販売等は既に新型コロナウイルス感染症拡大前の水準にまで回復し、今後も安定した需要が見込まれるものの、その他の製品の需要回復には一定期間を要する。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来に係る見積りは、将来の経済情勢の変動、新型コロナウイルス感染症の状況、その他の要因により影響を受けます。当社グループは、回収可能性の見積りを合理的に行っていますが、これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額

891,135百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券39百万円その他80百万円合計119百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金 合計

<u>5百万円</u> 5百万円

3. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務

24,086百万円

- 4. 一部の海外 L N G タンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社 は損害(約510億円)を被りました。本事案については、I C C (The International Chamber of Commerce)へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、仲裁による回収見込額を投資その他の資産「その他」に計上しています。
- 5. 当社が建設した引渡し未了の国内ガス火力発電設備案件において、取引先の信用不安に起因し、当社への支払いができない旨の通知がされています。連結貸借対照表には、売掛金と仕掛品の両科目に本事案にかかる資産を計上しています。当社への未入金額は約200億円であり、第三者への転売等を含めて未入金額の回収に向けた協議を進めています。

(連結損益計算書に関する注記)

- 1. 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金戻入益は、当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー (RRSP) 方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額の減少額を計上しています。
- 2. 固定資産売却益は、当社及び当社子会社の寮・社宅売却によるものです。
- 3. 関係会社株式売却益は、当社子会社の関係会社株式売却によるものです。

4. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場	所	用	途	種	類	金	額	金額算定根拠	
				建物及び構	建物及び構築物		85百万円		
香川県坂出市		事業用資	資産	機械装置及	び運搬具	2,6	47百万円	正味売却価額	
				その他		5.	44百万円		
				建物及び構築物		5,9	78百万円		
神戸市兵庫区他		事業用資	資産	機械装置及	び運搬具	4,08	82百万円	使用価値	
				その他		1,00	68百万円		
					計	15,20	05百万円		

(2) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として事業内容を基に行い、重要な賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っています。

- (3) 減損損失の認識に至った経緯
 - 一部の資産について、事業損益の悪化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
- (4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しています。正味売却価額は主として不動産鑑定評価に基づき評価しており、他への売却や転用が困難なものについては備忘価額により評価しています。使用価値は将来キャッシュ・フローを割引率5.5%で割り引いて算出しています。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 167,080,532株

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額 該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金のうち、長期的な運転資金や設備投資資金は主に銀行借入や社債の発行により調達し、短期的な運転資金は、銀行借入や短期社債(電子コマーシャル・ペーパー)の発行などにより調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて為替予約等を利用してヘッジしています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務について、その支払期日は、ほとんどが1年以内です。また、その一部には、資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、そのほとんどが同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債は、主として運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約20年後です。このうち一部は、変動金利や外貨建てであるため金利や為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引や通貨スワップ取引)を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 重要な会計方針 (7) 重要なヘッジ会計の方法|のとおりです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

			(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	126,702	126,702	_
(2) 受取手形及び売掛金	460,436	460,462	25
(3) 投資有価証券	5,566	5,566	_
(4) 支払手形及び買掛金	(247,294)	(247,294)	_
(5) 電子記録債務	(107,849)	(107,849)	_
(6) 短期借入金	(141,579)	(141,579)	_
(7) 1年内償還予定の社債	(30,000)	(30,000)	_
(8) 社債	(190,000)	(189,836)	164
(9) 長期借入金	(199,177)	(199,325)	△148
(10) デリバティブ取引	(4,074)	(4,074)	_

- (*) 負債に計上されているものについては()で示しています。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (2) 受取手形及び売掛金
 - これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用 リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。
- (3) 投資有価証券
 - これらの時価については、取引所の価格によっています。
- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金、(7) 1年内償還予定の社債 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって います。

(8) 社債

これらの時価については、市場価格によっています。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(10) デリバティブ取引

これらの時価については、先物為替相場又は取引先金融機関から提示された価格によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式、関係会社出資金、非上場株式及び匿名組合出資等(連結貸借対照表計上額87,999百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めていません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純損失

2,785.71円 115.73円

(その他)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

		資本剰余金		利 益 剰 余 金 その他利益剰余金				#	
	資本金		マ の 仏	特別償却		操越利益	自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	準備金	固定資産 圧縮積立金	無 と 利 金			
当期首残高	104,484	52,210	_	1,742	9,967	154,796	△133	323,068	
当期変動額									
剰余金の配当								_	
当期純損失 (△)						△35,788		△35,788	
自己株式の取得							△3	△3	
自己株式の処分			△0				0	0	
自己株式処分差損の振替			0			△0		_	
特別償却準備金の取崩				△467		467		_	
固定資産圧縮積立金の積立					6	△6		_	
固定資産圧縮積立金の取崩					△4,825	4,825		_	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	△467	△4,819	△30,501	△3	△35,791	
当期末残高	104,484	52,210	_	1,274	5,147	124,295	△136	287,276	

	評価	・換算き	き額等	
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,059	△290	768	323,836
当期変動額				
剰余金の配当				_
当期純損失 (△)				△35,788
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				0
自己株式処分差損の振替				_
特別償却準備金の取崩				_
固定資産圧縮積立金の積立				_
固定資産圧縮積立金の取崩				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△70	△225	△296	△296
当期変動額合計	△70	△225	△296	△36,087
当期末残高	988	△516	472	287,749

個別注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法及び移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しています。
- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しています。

(3) 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

(4) 受注工事損失引当金

当事業年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で 当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上してい ます。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託を含む)の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金

当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー(RRSP)方式で参画しているロールス・ロイス 社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費 用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは主として原価比例法)を適用しています。
- ② その他の工事

工事完成基準を適用しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の処理
 - ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっています。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象

^	ツ	ジ	手	段	^	ツ	ジ	対	象
為替予約、	通貨オプ	゚ション			外貨建金	金銭債権・債	務等(予定)	取引を含む)	
金利スワ	ップ、通貨	スワップ			借入金				

③ ヘッジ方針

社内規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に(会計上の見積りに関する注記)を記載しています。

損益計算書

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「違約金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しています。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 計算書類に計上した金額 繰延税金資産 63,265百万円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 「連結計算書類(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

671,068百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権167,325百万円長期金銭債権528百万円短期金銭債務118,848百万円

3. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務

- 41,803百万円
- 4. 一部の海外 L NGタンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社 は損害 (約510億円) を被りました。本事案については、I C C (The International Chamber of Commerce) へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、仲裁による回収見込額を投資その他の資産「その他」に計上しています。
- 5. 当社が建設した引渡し未了の国内ガス火力発電設備案件において、取引先の信用不安に起因し、当社への支払いができない旨の通知がされています。貸借対照表には、売掛金と仕掛品の両科目に本事案にかかる資産を計上しています。当社への未入金額は約200億円であり、第三者への転売等を含めて未入金額の回収に向けた協議を進めています。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

356,446百万円

仕入高

185.855百万円

営業取引以外の取引による取引高

17,178百万円

- 2. 民間航空エンジンの運航上の問題に係る引当金戻入益は、当社がリスク&レベニューシェアリングパートナー (RRSP) 方式で参画しているロールス・ロイス社製ボーイング787用Trent1000エンジンプログラムにおいて発生した、運航上重要な問題に係る費用のうち、当社がプログラム参画メンバーとして負担すると見込まれる金額の減少額を計上しています。
- 3. 固定資産売却益は、寮・社宅売却によるものです。
- 4. 減損損失は、船舶海洋カンパニーの坂出工場及び車両カンパニーに係る資産について、現在の市場環境を前提に収益性が低下したことに伴うものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

38.282株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等各種引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等です。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,722.61円

2. 1株当たり当期純損失

214.24円

(その他)

該当事項はありません。